

滋賀県住生活基本計画の見直しについて

1. 計画の概要

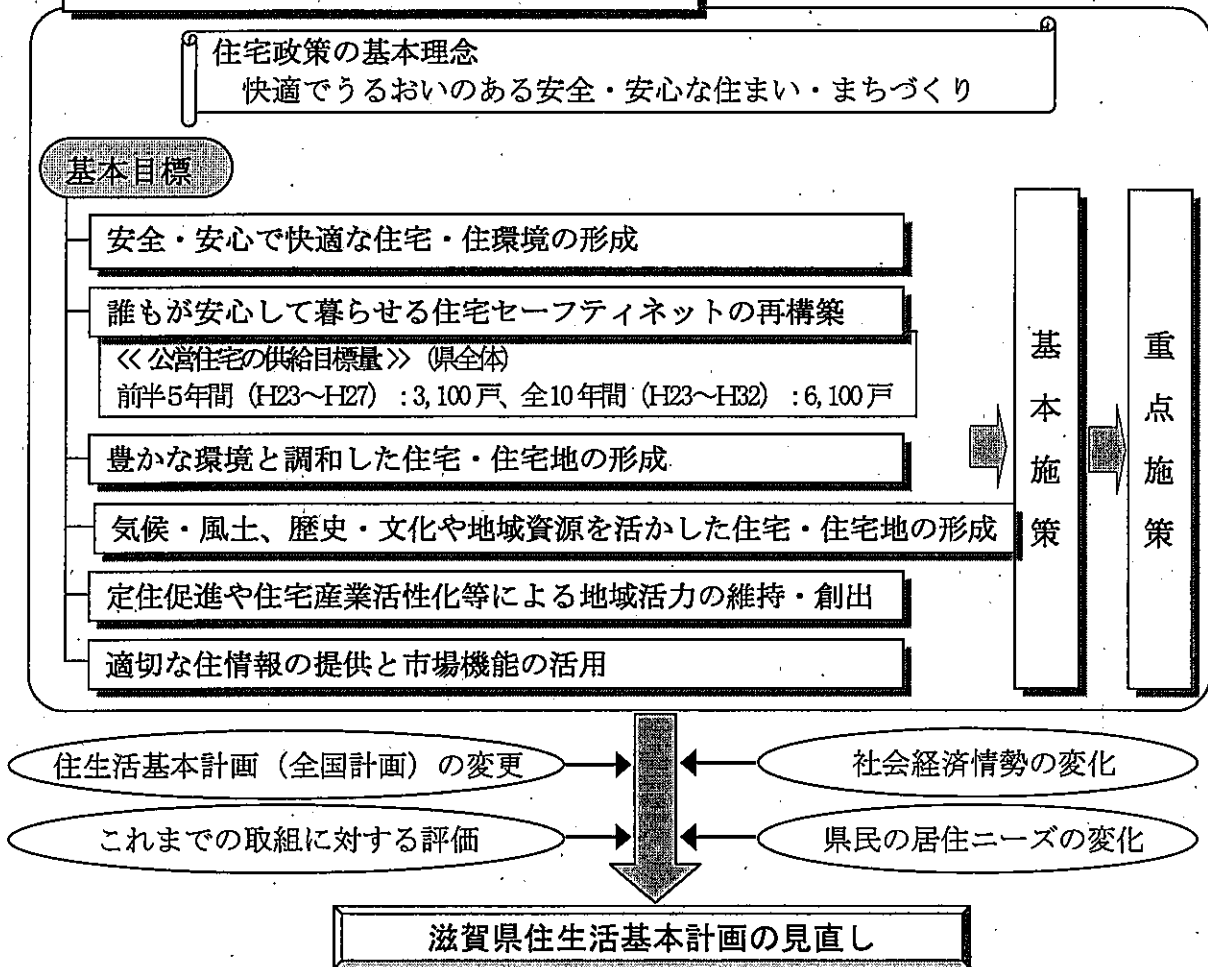
計画の位置づけ

- ・住生活基本法第17条第1項の規定に基づく住生活基本計画(都道府県計画)
- ・県行政の部門別基本計画の一つであり、住宅行政に関する最上位計画

計画の目的

本計画は、県民の住生活の安定の確保および向上の促進を図るため、本県の住宅政策の理念や目標、施策の展開方向などを定め、住宅施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

現行計画(平成24年3月策定)の内容



計画期間

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
全国計画	現行計画(H23年度~H32年度 10年間)										改定計画(H28年度~H37年度 10年間)					
	現行計画(H23年度~H32年度 10年間)										改定計画(H28年度~H37年度 10年間)					